

Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備

基本目標 8 男女の人権を尊重する市民意識の醸成

【現状と課題】

日本国憲法において、基本的人権は「侵すことのできない永久の権利」として保障され、「国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない」などと規定されています。

しかし、現実には、女性や子ども、高齢者等に対する暴力や虐待、学校におけるいじめ、障害者、外国人市民、性同一性障害を有する人等に対する偏見や差別など、様々な人権問題が存在しています。

本市では、平成 14 年(2002 年)に「広島市人権教育・啓発推進指針」を策定し、人権問題の解決に向けた取組を推進していますが、今後とも、全ての人の基本的人権を尊重するという観点から、市民一人一人の人権意識を醸成し、人権尊重社会の形成を図る必要があります。

また、男女が互いの人権を尊重し合い、一人一人が個性と能力を発揮し、社会のあらゆる分野に参画するためには、男女共同参画に対する認識を深め、定着させることが重要です。

本市では、条例の基本理念の一つを「男女の人権尊重」とするとともに、基本的施策として「市民の理解を深めるための措置」及び「男女共同参画に関する教育又は学習の振興」を掲げ、学習支援や啓発など様々な施策に取り組んでいます。

市民アンケートでは、「男は仕事、女は家庭」といった性別によって役割を固定する考え方について、「同感しない」と回答した人の割合は、平成 17 年度(2005 年度)の調査では、女性が 60.9%、男性が 51.5%でしたが、平成 26 年度(2014 年度)には、女性が 64.9%、男性が 52.7%となっています。約 10 年の間に、性別によって役割を固定する考え方を否定する人が男女ともに少しずつ増えていますが、依然として男性は女性よりも「同感しない」と回答した人の割合が低く、固定的な性別役割分担意識は根強く残っていると言えます。

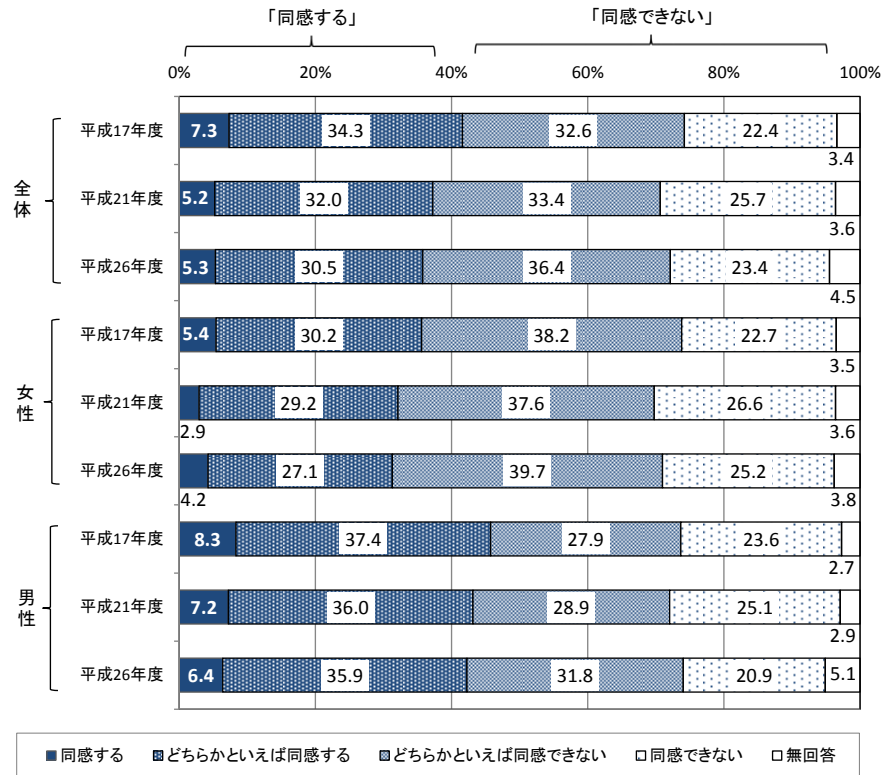
この男女の固定的な性別役割分担意識は、男女が対等なパートナーとして責任を分かち合い、個性や能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の形成を阻害する大きな要因となっているため、人々の中にある固定的性別役割分担意識を問い直し、男女共同参画の考え方を根付かせるための生涯学習や広報・啓発活動の充実を図る必要があります。

メディアについては、人々に与える影響が極めて大きく、女性の性的側面のみを強調したり、女性を暴力行為の対象としてとらえたメディアにおける表現は、男女共同参画社会の実現を大きく阻害します。メディアが自主的に女性の人権を尊重した表現を行うよう、その取組を促すとともに、受信する側もメディアからの情報を主体的に選択し読み解く能力を持つ必要があります。

また、未来を担う子どもが、男女共同参画を正しく理解し、自然に実践できる大人に育っていくよう、長期的な視野に立って、学校や家庭における教育・啓発に努めるとともに、生涯を見通した総合的なキャリア教育を推進し、自立を促していく必要があります。

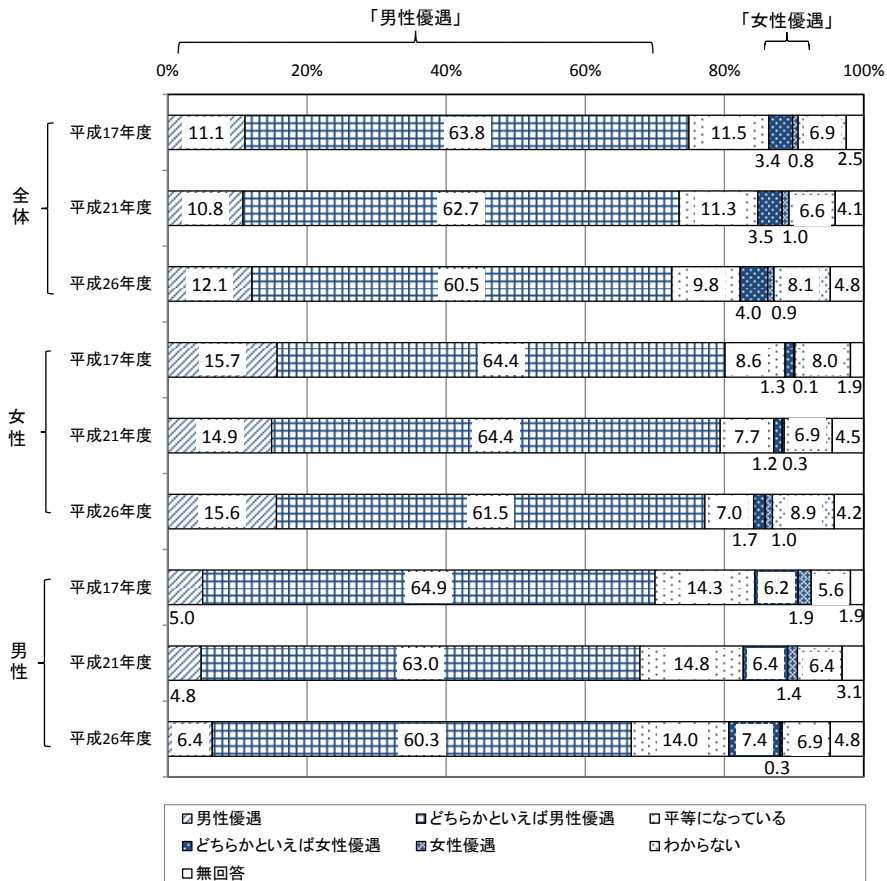
さらに、様々な情報が氾濫する現代社会の中で、子どもが心身ともに健やかに成長することができるよう、性や健康に関する正しい理解を促進する必要があります。

性別に基づく固定的役割分担意識の推移
 ～「男性は仕事、女性は家庭」といった性別によって役割を固定する考え方～



「広島市男女共同参画に関するアンケート調査(平成26年度)」

男女の地位の平等感(社会全体について)の推移



「広島市男女共同参画に関するアンケート調査(平成26年度)」

基本施策 1 人権教育・生涯学習の充実

全ての市民が相互に認め合い、支え合う人権尊重社会の形成に向け、市民一人一人が人権尊重への理解を深められるよう、人権教育や啓発を推進します。

また、男女の固定的な性別役割分担意識を問い直し、人権尊重の理念に基づく男女共同参画についての意識を向上させるため、性別に関わりなく一人一人の個性と能力を大切にする生涯学習を充実します。

(1) 互いの人権を尊重し合う教育や啓発の推進

ア 人権尊重に対する理解を深めるための取組の推進

誰もが日常生活において自然に人権尊重の態度や行動をとることができ、生き生きと暮らせる環境づくりに向け、市民一人一人の人権尊重への理解の促進、人権意識の向上が重要です。

その中でも、とりわけ、高齢者、障害者、外国人市民であること、同和問題等に加え、女性であることでさらに複合的に困難な状況に置かれている人や、性的指向や性同一性障害を理由として困難な状況に置かれている人については、対等な協調関係であるパートナーシップに基づいて、誰もが互いに認め合い、多様性を受容し尊重する人権教育や啓発を推進します。特に、学校現場においては、性同一性障害などの児童生徒へ適切な対応を行う必要があることから、教職員等に対する情報提供や啓発に努めます。

※ 具体的取組

- 幼稚園・学校における人権教育の推進や家庭科教育などの充実【再掲】 [教育委員会]
- 人権啓発事業 [市民局]
- 男女共同参画推進員の活動支援 [市民局]
- 男女共同参画推進センターにおける学習・研修の支援【再掲】 [市民局]
- 性的指向や性同一性障害などに関する啓発の実施、教職員等への情報提供等 [市民局、教育委員会]

(2) 男女共同参画に関する生涯学習の推進

ア 男女共同参画に関する学習機会の充実

女性の生涯にわたる学習の支援をはじめ、あらゆる世代の男女を対象にした男女共同参画に関する学習機会の充実を図ります。

※ 具体的取組

- 公民館学習会事業 [市民局]
- 男女共同参画推進センターにおける学習・研修の支援【再掲】 [市民局]
- 公民館・児童館等における男女共同参画に関する啓発 [市民局・教育委員会]

イ 法令・制度の理解促進のための学習機会などの提供

男女共同参画に関連の深い法令や制度についての理解を深めるための学習機会や情報を提供します。

※ 具体的取組

- 公民館学習会事業【再掲】 [市民局]
- 男女共同参画情報誌「奏～SOU～」の発行【再掲】 [市民局]
- 男女共同参画推進センターにおける学習・研修の支援、情報提供の充実【再掲】 [市民局]

ウ 学習支援のための情報提供や相談の実施

男女共同参画に関する市民の主体的な学習を支援するための情報提供や相談を実施します。

※ 具体的取組

- 男女共同参画推進センターにおける学習・研修の支援、情報提供の充実【再掲】 [市民局]

エ 学習・啓発活動の担い手となる人材の養成等

社会教育関係者への男女共同参画についての研修・啓発を充実するとともに、男女共同参画に関する市民の学習の支援や啓発活動を推進する担い手となる人材を養成します。

※ 具体的取組

- 男女共同参画推進員の育成 [市民局]
- 男女共同参画推進センターにおける学習・研修の支援【再掲】 [市民局]

基本施策2 男女共同参画の視点からの広報・啓発活動の推進

広報紙やテレビ、ホームページなどの様々な広報媒体や機会を有効に活用して、男女の固定的な性別役割分担意識にとらわれない、男女共同参画の視点からの広報・啓発活動を実施します。

(1) 広報・啓発活動の推進と表現の徹底

ア 広報・啓発活動の実施

男女共同参画に関する正しい理解を促すため、市の広報紙やホームページなどの活用、男女共同参画情報誌の発行に加え、民間の情報誌やテレビ、SNSなどのインターネットを活用した情報発信など、様々な広告媒体を活用した広報についても検討し、「男女共同参画週間」などに合わせた継続的、効果的な広報・啓発活動を実施します。

※ 具体的取組

- 男女共同参画情報誌「奏～SOU～」の発行 [市民局]
- 男女共同参画週間事業 [市民局]
- 人権啓発事業【再掲】 [市民局]
- 市の広報紙、ホームページ、SNS、広報番組、デジタルサイネージ等の活用 [企画総務局、各所管局]
- 男女共同参画推進センターにおける情報提供の充実【再掲】 [市民局]
- 企業等との広報・啓発活動の連携の検討 [市民局]

イ 表現の徹底

市刊行物等の作成に当たっては、広報ガイドラインの普及・啓発などにより、男女共同参画の視点からの表現の徹底を図ります。

※ 具体的取組

- 広報ガイドラインの普及・啓発 [市民局]
- 広報担当職員研修 [企画総務局]

基本施策3 メディアにおける男女の人権尊重の促進

メディアにおける人権尊重を促進するため、市民がメディア・リテラシー（メディアからの情報を主体的に読み解き、自己発信する能力）を向上させるための支援と、メディア関係者の自主的な取組が進むよう実効性のある対策を推進します。

(1) メディア・リテラシーの向上のための支援

ア 広報・啓発の推進

男女の固定的な性別役割分担意識を助長したり、女性や子どもを性的又は暴力行為の対象としてとらえたメディアの表現は、男女共同参画社会の形成を大きく阻害するという考えに基づき、メディア・リテラシーの必要性について広報・啓発活動の充実を図ります。

※ 具体的取組

- 男女共同参画情報誌「奏～SOU～」の発行【再掲】 [市民局]
- 男女共同参画推進センターにおける調査・研究及び普及・啓発の推進【再掲】 [市民局]

イ 学習機会や情報の提供

市民がメディア・リテラシーを向上させるとともに、ICTを適切に活用する能力を身に付けるための学習機会や情報を提供します。

※ 具体的取組

- 公民館学習会事業【再掲】 [市民局]
- 電子メディアと子どもたちとの健全な関係づくりの推進事業【再掲】 [教育委員会]
- 男女共同参画推進センターにおける学習・研修の支援【再掲】 [市民局]

(2) メディアに対する人権尊重のための働きかけ

ア メディア関係者への男女共同参画の視点からの取組の働きかけ

メディア関係者の自主的な取組を促進するため、男女共同参画に関する情報を積極的に提供するとともに、メディア関係者と定期的に協議する場の検討など、メディアにおける男女の人権尊重を促進するための働きかけを行います。

また、事業者に対して、子どもの健全育成のため、有害図書類へ子どもが接しないような配慮を要請します。

※ 具体的取組

- 男女共同参画情報誌「奏～SOU～」の発行【再掲】 [市民局]
- メディア関係者との協議の場の検討 [市民局]
- 有害図書類に関するコンビニエンスストアや書店、ビデオ店などへの協力要請 [教育委員会]

基本施策4 子どもの頃からの男女共同参画を推進する教育の充実

男女がともに、各人の生き方、能力、適性を考え、固定的な性別役割分担にとらわれずに、人権尊重の理念に基づく男女共同参画についての意識を育み高めるため、男女の対等なパートナーシップの考え方をもとに、性別に関わりなく一人一人の個性と能力を大切にすることを教育で充実します。

また、未来を担う子どもが自立した生活を送るための自立意識の醸成や将来を見通した自己形成のための支援を行います。

(1) 就学前教育・学校教育における男女共同参画に関する教育の推進

ア 学校教育全体を通じた指導の充実

子どもの発達段階に応じ、幅広い科目において教材・資料の開発、活用を行うなど、あらゆる機会を通じて男女共同参画の視点からの教育を推進します。

※ 具体的取組

- 幼稚園・学校における人権教育の推進や家庭科教育などの充実 [教育委員会]
- 男女平等教育に関する指導計画の作成 [教育委員会]
- 小・中学生向け男女共同参画啓発冊子等による啓発 [市民局]

イ 学校教育関係者等への男女共同参画についての研修・啓発の充実

教職員、保育士、保護者等に対する男女共同参画についての研修・啓発の充実を図ります。

※ 具体的取組

- 人権教育に係る研修会の充実及び国等が実施する研修への教職員の参加 [教育委員会]
- 保育士の研修 [こども未来局]
- 児童館・放課後児童クラブ指導員研修 [教育委員会]

(2) 若者の将来を見通した自己形成や社会参画の促進

ア 主体的な進路選択を支援する進路指導の充実

自立に向け、職業観・勤労観を育み、個性を生かした主体的な進路選択を支援する進路指導の充実を図ります。

※ 具体的取組

- キャリア教育の推進（進路指導の手引きの作成） [教育委員会]
- プロフェッショナル人材活用事業 [教育委員会]

イ 若者の自立を促し社会参画を促進する取組の推進

男女ともに経済的に自立していくことの重要性を伝えるとともに、社会の構成員の一員としての意識を醸成するための取組を進めます。

※ 具体的取組

- キャリア教育の推進（進路指導の手引きの作成）【再掲】 [教育委員会]
- 高校・大学等と地域で活躍するボランティア団体等と連携した取組 [市民局]

(3) 情報教育の推進

ア 学校における情報教育の充実

メディア・リテラシーを育成するため、学校における情報教育の充実を図ります。

※ 具体的取組

- 児童生徒の情報活用能力の育成 [教育委員会]
- 電子メディアと子どもたちとの健全な関係づくりの推進事業 [教育委員会]

(4) 家庭における男女共同参画に関する教育の支援

ア 男女共同参画の視点からの家庭教育への支援

家族が男女共同参画の視点から、協力しながら、未来を担う子どもを育てることができるよう学習機会や情報を提供します。

※ 具体的取組

- 公民館学習会事業【再掲】 [市民局]
- 男女共同参画推進センターにおける学習・研修の支援【再掲】 [市民局]
- 小・中学生向け男女共同参画啓発冊子等による啓発【再掲】 [市民局]

(5) 性や健康に関する教育・啓発の推進

ア 性や性感染症、薬物乱用防止等に関する教育・啓発の充実

男女が互いの性を理解、尊重し、性に関し適切な意思決定や行動選択ができるよう、また、性感染症のり患、飲酒・喫煙及び薬物乱用などを防止するため、これまで行ってきた子どもへの指導や保護者への情報提供等に加え、新たに、命の大切さを伝える教育の推進、関係機関の連携強化による効果的な思春期保健対策の推進など、学校や家庭における性に関する教育の一層の充実を図るとともに、H I V／エイズや、子宮頸がんの原因となるHPV（ヒトパピローマウイルス）への感染をはじめとする性感染症、薬物乱用防止等に関する正しい知識の普及・啓発に取り組みます。

※ 具体的取組

- 思春期保健教育 [教育委員会]
- 「学校だより」等による情報提供 [教育委員会]
- エイズ予防対策事業（普及・啓発）【再掲】 [健康福祉局]
- 性感染症予防事業（普及・啓発）【再掲】 [健康福祉局]
- 覚せい剤等相談事業【再掲】 [健康福祉局]
- 薬物乱用防止の普及・啓発【再掲】 [健康福祉局、教育委員会]
- 思春期保健対策事業（思春期保健に関する講演会等の開催）【再掲】 [こども未来局]
- 未成年者の禁酒・禁煙環境づくりの推進 [健康福祉局]

重点目標（指標）

施策の目標（指標）	単位	現 状	目標数値 （期 限）
男女の地位について「平等になっている」と感じている男女それぞれの割合を増やす	%	女性 4.5 男性 11.5 (平成 26 年度)	女性 50.0 男性 50.0 (平成 32 年度)
固定的な性別役割分担意識を持たない男女それぞれの割合を増やす	%	女性 62.3 男性 53.5 (平成 26 年度)	女性 80.0 男性 80.0 (平成 32 年度)

基本目標 9 関係機関等との連携強化及び男女共同参画の調査研究の実施

【現状と課題】

男女共同参画社会の実現に向けて、第2次基本計画にある広範かつ多岐にわたる取組を着実に展開し、実効性を確保するためには、本市独自で取組を推進していくだけではなく、働く場、地域活動の場など、場面に応じて関係機関と連携しながら推進していく必要がありますが、この連携体制が十分に機能していません。特に、職業生活と家庭生活の両立など、女性の活躍推進に向けて社会全体で取組を進めていくべき課題に関して、経済団体や労働団体などとの連携を緊密にし、政労使が一体となって施策を推進していく必要があります。

このため、平成26年(2014年)4月に、国、県、市町、経済団体、労働団体が一丸となって、働く場における女性の活躍を促進する「働く女性応援隊ひろしま」を結成し、企業の機運醸成などの取組を推進しています。

また、地域における男女共同参画を推進するためには、民間団体、市民等の積極的な取組が重要であり、関係機関等がそれぞれの機能を十分に発揮しながら、連携することができるよう、推進体制の整備・強化に向けた支援の充実が必要です。

平成13年(2001年)の男女共同参画推進条例制定から10年以上が経過し、その間、アンケート調査を実施して市民ニーズを把握し、第2次基本計画に反映させ、取組を推進してきましたが、男女の固定的性別役割分担意識など、いまだに多くの課題が残っています。

このため、いまだ解消されない課題について、原因を分析し、実効性のある取組を推進していくための調査研究を実施していくことが必要です。

基本施策 1 国、県、市町、経済団体等との連携強化

第2次基本計画にある広範かつ多岐にわたる取組を着実に展開し、実効性を確保するため、本市独自で取組を推進していくだけではなく、働く場においては、国、県、市町、経済団体、労働団体等の関係機関と一体となって、また、地域活動の場においては、市民やNPO、企業等とも連携を密にしながら、取組を推進していきます。

(1) 国、県、市町等との連携

ア 「働く女性応援隊ひろしま」の活動を通じた取組

労働力人口の減少が懸念される中、潜在的な労働力である女性が活躍できる環境を整備していくことが、企業を支えていく人材の確保、経済の活性化の観点からも重要であることから、平成26年(2014年)4月に、国、県、市町、経済団体、労働団体により結成された「働く女性応援隊ひろしま」の活動を通じて、女性の活躍促進に向けた企業の機運醸成及び取組促進等に取り組んでいきます。

※ 具体的取組

- 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画策定促進市町キャラバン [市民局]
- 働く女性応援リレーセミナー [市民局]
- 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定支援【再掲】 [市民局]

(2) 政令指定都市等との連携

ア 都市間で共有する課題への対応

政令指定都市をはじめとする他都市との間で共有する課題について、連携を図りながら、解決策に取り組むとともに、必要に応じて、国に女性の活躍促進のための政策を要望・提言していきます。

※ 具体的取組

- 国への提言・要望 [各所管局]

基本施策 2 市民やNPO、企業等との連携・協働

市民やNPO、町内会、地域団体、企業等と緊密な連携を図るために、情報提供の充実やネットワークづくりの支援に努め、パートナーシップに基づき、それぞれが果たすべき役割を担いながら、協働して男女共同参画を推進します。

(1) 市民等の活動支援

ア 市民等への情報提供の充実・ネットワークづくりの支援

市民や企業等とのネットワークを構築し、連携を図るとともに、自主的な取組を促進するため、男女共同参画情報誌など、男女共同参画に関する情報を積極的に提供するとともに、専門講師の派遣などによる支援を行います。また、市が補助金を交付する団体等における男女共同参画を促進するため、役員への女性の登用についての働きかけなどを行います。

※ 具体的取組

- 男女共同参画情報誌「奏～SOU～」の発行【再掲】 [市民局]
- 男女共同参画推進員の活動支援【再掲】 [市民局]
- 事業所向け男女共同参画支援講座の開催【再掲】 [市民局]
- 男女共同参画に関する意識啓発の強化【再掲】 [市民局、各所管局]
- 女性の登用状況調査の制度化の検討【再掲】 [市民局]
- 補助金交付団体に対する女性登用推進に向けた働きかけ方法の検討【再掲】 [市民局]
- 女性登用に関する取組の好事例の発信【再掲】 [市民局]
- 男女共同参画推進センター登録団体ネットワークの形成・情報交換活動 [市民局]
- 企業等との広報・啓発活動の連携の検討【再掲】 [市民局]
- 防災・被害者支援地域女性ネットワークとの連携【再掲】 [市民局]

基本施策 3 男女共同参画の調査研究の実施

平成 13 年（2001 年）の男女共同参画推進条例制定から 10 年以上が経過し、その間、第 2 次基本計画等に基づき、施策の推進に取り組んできましたが、男女の固定的な性別役割分担意識など、いまだに多くの課題が残っています。

それらの課題を分析するため、アンケート調査を実施し、分析・公表するとともに、女性団体等が実施している調査研究を支援していきます。

(1) 調査・研究

ア 男女共同参画に関するアンケート調査の実施・分析・公表

男女共同参画の推進に関する取組について先進的な取組事例などの情報を収集するとともに、本市の特性を踏まえながら施策を推進していくため、本市における男女共同参画の現状や意識について、定期的に調査を行います。調査研究の成果や収集した情報については、市民にホームページ等で提供していくとともに、適宜、施策に反映していきます。

さらに、女性団体等が実施している調査研究を支援していきます。

※ 具体的取組

- 男女共同参画に関するアンケート調査 [市民局]
- 女性団体等における調査研究の支援と報告会の開催など [市民局]